

令和8年度第2回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和8年7月31日（金）午後2時00分から午後3時39分まで

場所 シビックホール会議室（文京シビックセンター3階）

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和7年度実績）について

(2) 新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目及びその方向性（案）について

3 その他

4 閉会

<地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

出席者

【会長】

高橋 紘士

【副会長】

遠藤 利彦、平岡 公一、神馬 征峰

【委員】

中村 陽一、細部 高英、土居 浩、平井 基之、新井 悟、池田 京子、
市川 健一郎、内藤 マリ子、東谷 佳子、堀口 法子、瀧口 美千代、
宮長 定男、市野瀬 祥子、佐々木 妙子、山口 恵子、後藤 香織、
青木 有子、鈴木 好美、細谷 富男、西村 久子、小山 忍、武長 信亮、
泉田 信行、松岡 繁

欠席者

【副会長】

高山 直樹

【委員】

森 浩子、早川 真、平井 芙美

<事務局>

出席者

矢島福祉部長、瀬尾地域包括ケア推進担当部長、多田こども未来部長、
阿部保健衛生部長、川崎企画課長、熊倉ダイバーシティ推進担当課長、
矢部防災危機管理課長、進福祉政策課長、鈴木高齢福祉課長、
間仲地域包括ケア推進担当課長、永尾障害福祉課長、坂田生活福祉課長、
佐々木介護保険課長、小山事業者支援担当課長、後藤国保年金課長、
鈴木こども若者政策課長、日比谷こども若者支援課長、野苅家幼児保育課長、

内山こども施設担当課長、石樵こども家庭支援センター所長、
佐藤児童相談所副所長、中島生活衛生課長、増田健康推進課長、
小島予防対策課長、野上保健対策担当課長、佐藤保健サービスセンター所長、
宮原学校運営課長、大塚児童課長、木内教育センター所長

欠席者
山岸教育指導課長

<傍聴者>

1名

福祉政策課長：それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和8年度第2回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、Zoomを利用したオンライン参加の委員の皆様もございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、まず、7月の人事異動がございまして、本協議会に出席する幹事について、改めてご紹介をさせていただきたいと思えます。

福祉部長：7月8日の人事異動で福祉部長を拝命いたしました矢島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域包括ケア推進担当部長：同じく高齢福祉課長から地域包括ケア推進担当部長になりました瀬尾と申します。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

高齢福祉課長：地域包括ケア推進担当課長から高齢福祉課長に異動しました鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

地域包括ケア推進担当課長：同じく7月8日付で地域包括ケア推進担当課長になりました間仲と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉政策課長：以上となります。

それでは、改めて、本日の欠席の委員につきましてご報告いたします。

高山副会長、森浩子委員、早川真委員、平井芙美委員の4名がご欠席となっております。

また、区側は、山岸教育指導課長が所用のため欠席となっております。

続けて、資料の確認をさせていただきます。事前に委員の皆様方にはお送りしている資料となりますけれども、次第を含めまして、全部で5つとなりまして、まずお配りしている1枚目、次第になります。

それから、右下にページが入っていますけれども、おめくりいただいて22ページ目からが右上に書いてあるとおり、資料第1号になります

それから125ページまで、こちらが右上のところに資料第2号と書いてあるものになります。

それから、2枚ほどおめくりいただいて、参考資料1と2、それぞれ本協議会の委員名簿と、区の幹事の名簿となっております。

併せまして、席上のほうに座席表、それから、お配りしている社会福祉法の一部を改正する法律の内容についてという横の紙、こちらで以上になります。

なお、本日の会議につきましては、議事録を残す関係上、ご発言をいただく際には恐縮ですけれども、団体名とお名前を言っていただいてから、ご発言をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

高橋会長、どうぞよろしくお願いいたします。

高橋会長：お暑いところ、また、昨日みたいな猛烈な雷雨というか天候不順でございます。熊本のほうの地震のことも大変気になりますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

地域保健福祉計画、今年度は、次期計画の策定作業ということをやらなければいけません、その前に、今までの計画がどこまで進められたかということを通の理解を得ておく必要がありますので、まずその辺の議題から今日は、報告事項が大変多くございますが、いろいろ質問等があれば、後で伺うと同時に、もし必要ならば事務局のほうに直接お問合せ等をいただいた後でそれを共有するというような形も在り得るかと思っておりますので、ひとつよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、資料第1号をお手元に、相当ボリュームのある資料がお手元に参っております。全部説明するとどうも夏の授業みたいなものになりました、眠りたくなるようなこともあるので、適宜分割しながら、地域福祉保健の推進計画と子育て支援計画の2つの分野別計画から始めて、説明と質疑という形でやらせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

福祉政策課長：【資料第1号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和7年度実績）地域福祉保健の推進計画】について説明。

こども若者政策課長：【資料第1号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和7年度実績）子育て支援計画】について説明。

高橋会長：ありがとうございます。地域福祉推進計画のほうは、各分野にまたがるというか共通基盤のような、そういう性格のある分野をまとめてご説明をいただきました。子育てについては、目下計画は進行中ということで、今までの実績についての報告でございました。何か、この二つの報告について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。また、各部会でも子育てについては、専門部会がそこでも議論していただいているかと思っております。これは共通了解として、ここでご発言があれば。

はい、どうぞ。

鈴木委員：ありがとうございます。公募区民の鈴木と申します。

すみません。子育てのところちょっとお伺いしたいのですけれども、ページで言うと30ページです。これで、親子の健やかな成長の支援、ここで2

つ目のパラグラフで、令和８年度は概要版の作成に合わせて、英語、中国語及び韓国語のデータとありますけれども、スペイン語というのはいかがなんでしょう。特に南米からの方々もいらっしゃるかと思ひまして、言語的にはかなり広く使われているということと、それから、世帯主である男性の方は、英語とか日本語ができるかもしれませんが、家庭に残されたお母様方というのは、母国語しか話せない方が多いと思います。それで、特に小さい子どもの子育て等にも苦勞している可能性もありますので、余裕がありましたら、スペイン語も加えていただければと思います。

こども若者政策課長：ご質問ありがとうございます。こども若者政策課長の鈴木でございます。

結論から申し上げますと、スペイン語のほうは、ちょっと変換はできない形になっているのですが、区のホームページでは、相当数の言語に対応している状況でございます。

今のご提案につきまして、スペイン語の需要についても区のほうで正確に把握をして、今のご意見については今後の検討課題にさせていただければと思います。ありがとうございます。

高橋会長：よろしゅうございますね。

ほかになれば、また後で、また遡ってご質問いただくという、そういうことも可能でございますので、まずは報告を、大分ボリュームがありますので伺って、ということで議事進行させていただいてよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

高橋会長：それでは、引き続き「高齢者・介護保険事業計画」「障害者・児計画」これもちょうと最近複雑になっていますね。それから「保健医療計画」について、順次担当の課長さんからご報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

高齢福祉課長：【資料第１号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和７年度実績）高齢者・介護保険事業計画】について説明。

障害福祉課長：【資料第１号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和７年度実績）障害者・児計画】について説明。

生活衛生課長：【資料第１号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和７年度実績）保健医療計画】について説明。

高橋会長：ありがとうございました。

３本の計画でございましたが、非常に多岐にわたる、いろんなことが盛り込まれたものをかいつまんでお話をいただいたという感じでございますが、何か、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

Zoomの参加委員もぜひ、今、挙手をいただきました。よろしくお願いいたします。

山口委員：文京区知的障害者児の明日を創る会の山口です。

65ページの障害者・児計画のところで、(3)で、日中支援型グループホーム

が整備されて、そのことが背景となって、生活介護の利用日数が増えたということを書かれていますが、区内でグループホームが整備されていないのに、影響があったというのはちょっと説明が不足していると思いました。グループホームの利用者が区内と近隣地域で、どれぐらいの割合でいるかで影響の大きさが決まってくると思いますし、根本的な原因には、やっぱり高齢化とか、重度化が原因となっているので、ちょっとそここのところに対して、どういうふうに結びつくかというところは説明が不足していると思います。

高橋会長：これはどちらから。

はい、どうぞ。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾と申します。ご意見ありがとうございます。

生活介護について、先ほどご説明させていただいたとおりですが、山口委員がおっしゃったように、様々な影響はあろうかと思います。例えば、生活介護の利用増につながるものとしては、特別支援学校を卒業した方が新たに利用されるケースもありますし、今まで就労継続支援B型を利用していた方が年齢とともに作業が難しくなり、生活介護に移られることも生活介護の増加要因と考えております。

逆に、生活介護の利用が少なくなる要因としては、通所することが難しくなった時に、日中サービス支援型のグループホームですと、日中もグループホームの中で様々な活動をして、支援を受けられることは1つの要因だと思いますし、こちらには記載していませんが、介護保険の施設に移られる方も一定いらっしゃいます。今、区内の生活介護事業所は8施設ありますが、そのうち4施設は定員がまだ埋まっていない状況になりますが、今後特別支援学校の卒業生の方や、先ほどお話ししました年齢とともにほかのサービスから生活介護に移る方もいらっしゃいますので、そうした動向を区としてもしっかり見極めた上で、サービス提供できるような体制を構築していきたいと考えております。

高橋会長：よろしゅうございましょうか。

はい。

山口委員：近隣地域において、日中支援型グループホームが整備されるということは、何か、度々文章の中に出てくるので、影響というのがすごく大きいような印象を受けてしまうので、ちょっと表現に工夫をしていただきたいと思います。区内でグループホームがなかなかできなくて近隣地域のグループホームを利用するというのが背景にあると思いますので、もう少し丁寧な表現にしていきたいと思います。

高橋会長：何かありますか。

はい。どうぞ。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾と申します。ご意見ありがとうございます。

先ほどお話ししましたように、様々な要因があると考えておりますので、計画事業の評価のまとめ方については、今の山口委員のご意見も踏まえて、精査していきたいと考えております。ありがとうございます。

高橋会長：はい。

宮長委員：宮長でございます。今の質問と関連すると思いますが、84ページのところで、障害者の方々の施設入所支援という実績等がございます。この全租6年度、7年度の成果評価の中に共通して、区内の障害者支援施設は定員に達しており、区外の障害者支援施設も空きがない、少ない状況だ。こういう報告がなされております。

そこで伺いたいのですが、実際に区外もしくは都内の施設入居者がどのくらい現実におられるのか。それから、ここで成果評価の中で言っているような空きが少なく、なかなか入れないという状況を、今後区としてどういうふうに対策を強化しようとしておられるのか、この2点を伺いたいと思います。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾と申します。ご意見ありがとうございます。

施設入所の方の区内、区外、都内、都外の具体的な数字については今、持ち合わせはありませんが、区内の入所施設1か所の定員が40人となっています。区がサービスの支給決定をして、施設入所されている方が100人を少し超える人数になりますので、6割以上の方は文京区外の施設に入所されている状況になります。

基本的に、国の施策の方向性としましては、大規模な施設をこれから整備していくのではなく、施設自体も個室化を進め、少しずつ定員を減らしておりますので、できるだけ地域で引き続き生活できるようにしていくことが、大きな方向性だと認識しております。こうしたことから、区としましては、区内にグループホームの整備を進めていくことが1つの目標になると考えております。

ただ、一方では、グループホームでは、支援が合わない方もいらっしゃいますので、そのような方につきましては、どの位のスパンで施設入所を考えられるのかにもよりますが、すぐに施設入所が必要ということであれば、どの地域を考えていらっしゃるのかも含めて、ご本人、ご家族のご希望をしっかりと把握した上で、区としても、入所できるように支援していくという形で取り組んでいるところでございます。

宮長委員：過去こういうふう障害者の施設入所が充実しない時期には、大昔だと、もう秋田県の施設に送るとか、文京でも相当あったんです。やはり今、共生社会実現ということがうたわれて、やはり介護保険においても地域密着型サービスというくくりが、平成18年にできました。やはり地域の一員として暮らし続けるという支援が極めて大事な視点だと思うんです。その点で、ぜひ今、答弁がありましたけれども、今後、この部分の充実のために、積極的な計画をもってやっていただきたいなというふうに思いますので、要

望しておきます。

以上です。

高橋会長：ありがとうございます。はい、どうぞ。

細谷委員：公募区民の細谷です。また、すみません。障害のほうの話で申し訳ないです。私、移動支援のヘルパーとしても活動していきまして、79ページの移動支援の実績の辺りをちょっと見ながらの話なんですけれども、目標に対して実績達成率で100%、103%、109%となっております。ちょっと現場の私の肌感覚からすると、使いたいんだけど、要するに使える時間がないとか、使えるヘルパーさんが少ないであるとか、ちょっと使えるそのサービスが少ないという、そういう感じの印象を持っている利用者さん、利用者さん家族が多いような気がしているんです。ですから、恐らく目標値が各年度、前年度比に対してどのぐらいというふうな形には多分なっているのかなという感じがするんですけれども、そもそもニーズとしてこのぐらいあって、それに対して提供できているサービスがこのぐらいで充足できていないと。要するに利用希望に対してこのぐらい充足できていないという、そういうくくりでのデータというのはお持ちでしょうか。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾と申します。ご意見ありがとうございます。

細かい数値のデータまでは把握できていませんが、今、細谷委員からお話がありましたとおり、実際に、区の認識としても、サービス提供体制は、希望に対して十分ではない状況と認識しております。これについては、利用者の方、ご家族の方からの相談支援や、移動支援事業所からもそのようなお話をお聞きしているところになります。

ただ、実績を過去に遡っていきますと、令和2年度と令和7年度の5年間で比較した場合、毎年延べ利用時間が増えており、約1.5倍位の実績になっております。

区としましても、移動支援従事者を増やすために、移動支援事業者が実施している従事者養成研修に対する補助や、実際に受講された方で、全ての課程を修了した場合に受講料を全額補助しておりますし、昨年度から東京都の新しい補助制度も活用して、未経験者を採用したときの人件費補助などにより、事業所の人材確保を支援しているところになります。

したがって、提供体制としては徐々に拡充しているという認識ですが、移動支援を使いたいときになかなか使えないという状況ではございますので、人材確保の支援を進めていきたいと考えております。

細谷委員：ありがとうございます。よろしくお願いします。

高橋会長：先ほどからご質問、いずれにせよ、これからの策定の議論でもありますし、そういう意味では、それぞれの部会で深めていかなければならない、そういうテーマでもあろうかと思っておりますので、そういう意味で実績から展望へという、そういう感じがいたした次第でございますが、ほかに何か。

はい、どうぞ。

西村委員：公募の西村と申します。ページで言いますと、62ページと書いてあるところでございます。高齢者の部のところの、文の京フレイル予防プロジェクトというところでございますけれども、ここの実績の中に、フレイルチェックをするのが目標は350人に対して176%というか、年々増えていて、6年117%、7年が176%となっております、また、今年度の令和8年度も350の目標になっていますので、区としてはこのぐらいの分量で、目標を立てていくんだという傾向じゃないかと私は思うんですけれども、実際私、もう既に大分フレイル、もう後半に来ているようなフレイルでございますけれども、そのいろいろチラシを見てみますと、あなたの脳の健康度をチェックしてみませんか、というようなものは、大体74歳を迎える区民の方で、申込みは締切りだと。それからもう一つ、ほかにスマホでフレイル予防の大作戦と書いてあるのも、これも電子申請になっておりまして、スマホやそういう電子機具が使えるすごく若手の人材を、そういう人たちを対象にしているんだと思いますし、この頃では、コレステロールの脂質異常症の申込みさえも電子申請になっていて、要するにあまりそういうスマホや何かの機械なんかはいじれない人たちは、少し、もう控えていいんだというような感じに、ちょっと私どもは80、90になろうとしている者はそういうところなんですけれども、やはりこれは、特にフレイルについては、80歳になっても、90歳になられても、とにかくフレイルを予防するということが、とにかく保険を使わないで、なるだけ皆さんに迷惑をかけないで健康で長生きしていけるものだと思いますので、これはぜひ、もう少し目標値も少し上げていただいたほうがいいんじゃないかと思います。今はもちろん、だんだん電子申請にするように移行していかなければいけない、私たちの世代の古い、縄文式時代の人間にとっては、それを克服していかなければいけない時代だとは思いますが、なるだけその辺の移行の方法を2040年に向けて、はるかにまた莫大な老齢化が進むような時代が来ますので、それに向けて、その少し低いところの今の団塊の世代の老齢化をねらってフレイルを予防していращやるんだとは思いますが、ちょっともう少し、先のところも見越して、人生100年時代というのを目標にしているのもおりますので、ちょっと幅を広げていただきたいと思います、令和8年度の目標350ありますけれども、さらに来年、再来年になりましたら、少しはこのフレイル予防をする対象の数を増やしていただいたほうがいいんじゃないかと思いましたので、ちょっと一言申しました。

高橋会長：ありがとうございました。事務局は何かありますか。

高齢福祉課長：高齢福祉課長の鈴木でございます。ご意見ありがとうございます。

まず、フレイルチェックの人数なんですけれども、当初の目標を定めるところからかなり実績としては多いというのが実情でございます。また、ご指摘のとおり、フレイル予防は途中でということではなく、80代、90代まで続きますし、文の京介護予防体操等でも、80代、90代の方が活躍されていると

というような印象がございますので、次の計画に向けては、さらに多世代というか、多くの方にチェックをしていただいて、かつ、チェックをしていただいた後が一番重要になってくるかなと思いますので、その後のフレイル予防についても、予防の体操だけではなく、メニューを増やしていくということも踏まえて、次の計画を考えていかなければいけないと認識をしているところと、あと電子申請についてございましたが、今、介護予防の事業につきましては、電話ですとか、窓口に来ていただいているという方もまだまだいらっしゃるような現状でございます。

ただ、一方で、電子申請とかスマホ所持率というところは、上がっているところではございますので、どちらでも対応できるように引き続きどなたでも利用できるような体制を取っていきたいというふうに考えております。

高橋会長：ありがとうございました。

それでは、平岡さんのほうから。

平岡副会長：それでは、平岡です。

障害者分野、障害福祉分野については、いろいろな事業、サービスがあって、それぞれ充実が図られていると思うんですが、全体の進捗状況がなかなか分かりにくいというところもあるかと思います。

それで、ちょっと取り上げたいと思ったのは、施設、病院からの知的障害、精神障害の分野の地域移行への取組ということですが、この地域移行の実績を見ると、ちょっとページが分からなくなりましたが、知的障害の分野は、85ページです。福祉施設入所者の地域生活への移行というのは、令和5年度1人ということになっております。精神障害のほうは実績、数字は上がっておりませんし、退院者というのは必ずいると思いますけれども、これについては、1人というような数字を見ると、実績が乏しいような印象はあるかもしれませんが、そもそも、自治体が主導して地域移行を進めると難しい面があって、施設、病院の側が積極的に取り組む中で自治体側と連携してという形になるかと思うんですが、その辺りの状況がどうなっているのか。それで、精神障害の分野では、医療長期入院者の実態、長期入院者に関する医療機関の調査を行ってさらに、入院者の実態把握に次年度取り組む計画であるということで、これはかなり大きな動きではないかと思うんです。

そういうことを含めて、全体として、地域移行に関する実績と課題をどう捉えているのかということ、これは計画の議論のところで、議論されているかもしれませんが、知りたいなという印象があるんですけども、ちょっと今、ご説明できることは、限られているかもしれませんが、何か、この場で共有していただけることがあればお願いできればと思います。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾と申します。

まず、私からは、福祉施設の入所者の地域移行についてご説明させていただきます。平岡先生がおっしゃるとおり、実績としては令和6年度にお一人となっております。施設からの地域移行については、制度改正があり、施設

の職員が入所者に対して地域移行の意思確認を行うことが義務化されております。こうした中で、ご本人の意向をどのように確認していくのかというところが今後重要になってくると認識しております。

また、区も障害支援区分の認定調査等で職員が施設を直接訪ねていき、ご本人にお会いしてお話を伺ったり、施設の職員の方からお話を伺ったりする機会がございますので、そのような時に地域移行のニーズを把握していきたいと考えております。

ただ、一方では、施設入所されて一定年数を重ねていくと、やはりご本人も高齢化していく現実がございます。また、入所した時点から一定年数を重ねると、ご家族も高齢化していますので、そうした中で現実問題として地域移行が可能なかどうかは、ご本人の意思確認も含めてしっかり進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

高橋会長：よろしいですか。

どうぞ。

保健対策担当課長：保健対策担当課長の野上と申します。

私からは、入院者の精神障害の地域移行について回答させていただきます。昨年7年度に長期入院の方の調査を行いまして、都内、都外含めて53名の方が引き続き入院をされているということが分かりました。今年8年度は、個別に病院を訪問しまして、個々の状況を確認しているところです。やはり、医療機関との連携が非常に重要ということが分かってまいりましたので、今年度は医療機関の地域移行への理解促進と、対象者への個別の支援を進めてまいります。また、地域に戻るためには、どういう仕組みが必要かも引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平岡副会長：はい。ありがとうございます。

高橋会長：これも次の計画にも非常に関わる議論になろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかに何か、お手が挙がった。どうぞ。

後藤委員：公募区民委員の後藤と申します。

保健医療計画の妊婦全数面接（ネウボラ面接）について質問がございます。令和7年度の実績が令和6年度と比較して下がっているとのことですが、面会することが難しかった妊婦さんに対して、具体的にどのような方法で接触し、面接に繋げようとしているのか、もう少し詳しくお伺いできればと思います。

佐藤保健サービスセンター所長：保健サービスセンター所長、佐藤です。

妊婦の方で、ネウボラ面接につきましては、まず、電話連絡等をさせていただくということと、あと連絡つかなければ、ご自宅のほうに伺わせていただいて、お手紙等を入れさせていただくということを複数回、確認をさせていただいております。それでも連絡がつかない場合については、こども家庭

支援センター等と連絡を取り合いまして、こちらのほうで取れるまでご連絡を取らせていただくという形は取ってはいるところですが、出産でご自宅のほうに戻られたりということがございまして、電話が取れないという場合もございしますので、引き続き、全件面接を対応できるような形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

後藤委員：ありがとうございます。

高橋会長：ありがとうございました。

皆さんのご質問、問題意識はネクステージの話とつながっているわけですし、またこの計画を全体として文京区としてどういうふうに動いているかということを計画の中に表していると同時に、最近の地域共生社会の議論は言わば区民に対して、あるいはもちろん事業者、サービスを直接担っておられる事業者や専門職の皆さんにもメッセージを出さなきゃいけませんし、それを区民として支えていく、あるいは利用者として利活用していく、そういうことの合意形成の作業でも計画づくりというのはあるわけですので、これからの手順について、ひとつよろしく、その前に、Zoomのご参加の委員の皆様から何かございますでしょうか。今までの2回に分けましたけれども、通しで何かあれば。

よろしゅうございましょうか。

それでは、議事進行で、次の議題(2)「新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目及びその方向性」についてという、(案)というものがついておりますが、それについての説明を資料の第2号になりますか。よろしく願いをいたします。

福祉政策課長：【資料第2号 新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目及びその方向性（案）について】説明。

高橋会長：ありがとうございました。

今、福祉政策課長のほうから説明していただいた前半は、まさに各分野別の計画には還元できないような共通基盤に関わる、そういう計画を地域福祉計画の中に盛り込まなければいけなくなっているということで、これもそういう意味で、地域福祉保健の推進計画という言い方をして、今、説明をいただきました。

それと同時に、これは複雑怪奇な、今度の会議の束ね法案という、何か独特の言い方が国会関係であって、本来は個別にちゃんと審議してやらなければいけないですが、とても間に合わないというので、福祉関係領域、あらゆるものがここに一括して盛り込まれてきている。これが実は、これからの議論の中の相当重要な、どう自治体レベル、あるいは事業者さんを含めた、あるいは社会福祉法人、社会福祉協議会等々を含めた、どうやってその次期計画に盛り込んでいくかという、そういうことを踏まえて、この双方は非常にこれからの議論の大変重要なポイントで、各専門部会には委ねられない共通のテーマについて、これからG0サインを出したいということで、説明をしていただいた次第でございしますが、この件について何か、委員の皆様からご質

問、ご意見、ある意味ではちょっと分かりにくいところもとともあるので、クリアにしなければいけないということもあろうかと思いますが、何か。

はい、どうぞ。神馬先生。

神馬副会長：どうもありがとうございます。今日はちょっと、参加するのが遅れまして、失礼しました。

3点質問お伺いしたいと思います。まず、「新たな」という点についてです。既に地域福祉保健推進計画というものがあって、それに代わる「新たな」ということなのか、そしてその「新たな」ものが始まるのはいつからなのかというのが1点です。

2点目は、127ページにある災害時の自助、互助、共助という点についてです。これは地震とかそういうものを意図した内容かと思われます。それに加えて、社会的緊急時に対する対策についてはいかがでしょうか。例えば、今年の4月からホルムズ海峡が閉鎖されて物価が上がったりとか、さまざまな問題が生じています。こういった事態に対する行政としての対策として、何か付け足すべきものはあるのでしょうか。また、最初の議論とも関係して、令和8年度計画が現在進行中ですが、このホルムズ海峡閉鎖は、現在進行中の計画に何らかの影響をもたらしているのでしょうか。もし影響が出ていて、それに対する具体的な対策を何か取られていますでしょうか。

福祉政策課長：福祉政策課長の進です。ありがとうございます。

まず、1点目、新たなというところなんですけども、ちょっとタイトルはこういうふうになっているんですが、基本的にはやはり、今までの計画を踏襲する形で、計画を策定しております。令和9年度から3か年の計画として、また今後、今までどおり位置づけていきたいと思っております。

神馬副会長：すみません。令和9年度から見ますと、2つの計画が11年度、12年度から始まりますよね。それとは関係なく、ここにある3つの計画が令和8年で終わって、9年から新たに始まります。2つの計画は保健医療を含めて、令和12年度から始まるわけですね。

生活衛生課長：生活衛生課長の中島です。今、神馬副会長おっしゃったとおり、保健医療計画は法定で6年ということになっていますので、こちらの計画については6年計画になります。したがって、障害とか介護、こちらの高齢者の計画は法定で3年ということですので、結局、保健医療計画はワンサイクルの中に障害とかの2サイクル分の計画が入る形になります。なので、6年ごとに計画が全部そろえるという、そんなスキームになってございます。

福祉政策課長：ちょっと補足ですけど、今回計画をつくれますけど、次のときには全計画が全て終了期間が統一されて、一遍に5つの計画がまた作り始める、という周期になっています。

それから、次の127ページの災害のところですけども、ちょっとホルムズ海峡の影響で物価高とか原油高の高騰とか、そういったところの影響はあるんですけど、この直接的な福祉計画の中であえて言うならば、やはり物価高騰対応がそういったところに対応してくるのかなと思っております。実際に

文京区の場合は、物価高騰対策事業として国からの補助金を使って様々な施策をやっていますけれども、コロナのときのように大きな施策として捉えてこの計画には、どこまで書けるかは今後の課題かなと思っていますが、コロナのときはやはり、長期化する見込みもあって、最初の初めのほうに方向性というところで、たしか、こういったコロナに対する対応、それから事業も数年実施してきましたので、書いたんですけれども、今のこの状況から、それをすぐにこの計画に載せてというのは、今後、検討していきたいと思います。

高橋会長：なかなか難しい議論になっているのですが、少し課題を整理して、次のステップのお話と、それから今、法定計画は何年までにつくりなさいという国のあれがあります。それはしかし、文京区ではそれを総合しようとしている。それから分野別の関係、実はその問題で言えば、災害医療の話で医療との関係が非常に、あらゆる障害もそうですし、高齢は当たり前のことですが、そうすると医療計画が、今まではヘルスという言い方をしていたのが、在宅医療がある意味では主流化してきていると、そこら辺をどう考えたらいいか。

それから、フレイル予防のことで言えば、幸い東京大学の高齢社会総合研究機構の飯島先生が、文京区に対して大変気にしてくださっているというか、全面的な協力体制を組んでいただいていますし、それからヘルスのほうで言えば、東大の看護がグローバルナースングリサーチセンターということで目白台に地域拠点を持つようになりましたし、そういうことも含めて、これは計画という話と同時に、文京区の様々な政策を進める上でのリソースの在り方論みたいなことをする必要があります。とりわけ東大を始め様々な大学があり、その役割をこれが地域貢献をしていただくという意味で、大変、包括協定等も文京区と結んでいただいていることが当然のことながら、というか当たり前のことですが、それぞれの三医師会の協力体制が必要でございますし、ただ事業者も、それぞれの事業者と、それから医療の関係とか、いろいろ複雑怪奇といってもいいかもしれませんが、ちょっとそこら辺は次期の計画に当たって、高齢も障害も3年ごと、そのほかもう少しタイムスパンが違う若者計画なんかちょっと違う、そこら辺も含めて整理しながら、ここの協議会の在り方論も含めた議論は、多分せざるを得なくなっている。

というのは、実は、これ私の個人的な見解でございますが、財政が物すごくきつくなります。ですから、次の次、需要爆発が起こるときに、それを裏打ちできる少なくとも公的な予算は非常に厳しい。消費税財源は社会保障に使われているのです、現実には。そうすると5兆円消えてなくなるというのは、また財政、国債で充当するとか、そういう話になるんだろうと思いますが、そういうことを含めていろんな意味で、地方行政で言えば、ふるさと納税で相当文京区も流出しているわけで、そういうことを含めて財源の問題も含めて、いろいろかじ取りがとても計画策定の上でも大変になる時代でございますので、それは共通の知識として共有しなきゃいけないです。とりわけ

区民の皆さんに、それから事業者、それぞれの機関の担い手の皆様と知識をシェアしながら解決策を探らなきゃいけないという、そういう局面でございますので、これからこの計画策定に当たって、事務局も大変な苦勞と努力をいたしますが、その分、協働して汗を流さなければいけないという、そんな感じがしておりますので、ひとつよろしく。

ちょっと私がくどくどと申し上げてしまいましたが、何か、委員の皆様からご質問、ご意見等があれば。

はい、どうぞ。それでは、そちらから発言いただいて大丈夫です。

後藤委員：公募区民委員の後藤です。

(1)のともに支え合う地域づくりの地域人材の発掘のところについて、1つ質問がございます。

最後の点として、「大学生の地域福祉活動への積極的参加の促進」ということが書かれていると思います。私自身、文京区内の大学に通う大学院生なのですが、周囲を見ていると、大学生が文京区の地域活動に参加する機会や、活動に関する情報に触れる機会は、あまり多くないように感じます。一部のサークルなどが地域で活動している例はあると思いますが、大学生がより広く、積極的に地域活動に参加していくためには、情報や機会が十分ではないのではないかと感じています。今後、大学生の地域福祉活動への参加を、具体的にどのような形で促進していくことをお考えなのか、お伺いできればと思います。

福祉政策課長：ありがとうございます。

かつては大学生の方々といろんな事業を進めながら、コロナ禍で1回切れたという記憶がございます。そういった中でも、だんだん活動してきて、やはり区内大学との連携による、福祉部では今日もちょうどありましたけど、インターンシップの関係とか、あとボランティアで様々こういったところに協力してもらえるとありがたいというのを、区からも投げかけて地域に参加していくのが重要ななと思っていますし、また、福祉とか子育て、防災、そういった分野でも、学生が参加できる機会をこちらも同じく区のほうで機会創出、そういったところをやっていきながら、若い世代が地域とつながる仕組みを構築していくのが重要ななと考えております。

後藤委員：ありがとうございます。周囲の学生からも、「地域活動に参加してみたいけれど、実際にどう参加したらよいのか分からない」という声を聞くことがあります。先ほどお話にあった医療系の学部など、授業や大学での学びと地域活動を結びつけやすいと思うので、そうした大学との連携も含めて、ぜひ積極的に検討していただけたら嬉しいです。

高橋会長：それでは、泉田委員、よろしくお願いします。

泉田委員：公募委員の泉田でございます。

(2)の安心して暮らせる環境の整備の最後の項目のところですか。複合化・複雑化した課題や制度のはざまについて、包括的な支援体制の強化に関連して

です。私、障害福祉の部会に参加させていただいて、障害当事者の方の親御さんのご苦勞の話とかを承っていて、当事者の方を支える課題もありますし、支える家族を支える課題もあるなと思っています。この点がすごく重要なんだ思っているのですが、部会の壁を超えるような話になるので、ちょっとよく分からないところがあります。

たしか20ページの事業2-1-2だったと思うのですが、地域福祉計画の本体というか、一番上のほうの計画の中で、重層的支援体制整備事業の中で17回会議を開催されて、複合的な課題に対応されているところです。ごめんなさい、ちょっとどこだったか忘れちゃったんですけど、実際に17回の会議をされて、どのぐらいのケースに対応されていて、解決に至ったケースが何%ぐらいで、進行中のケースが何%ぐらいみたいなものがもし分かれば教えていただけるとありがたいです。

以上です。

福祉政策課長：ありがとうございます。

右下のところのページで、20ページの下のところの、多機関協働事業、この中に今の内容が書いてございます。実は令和7年度から重層的支援体制整備事業というのを始めまして、複合的な課題に対応するため福祉政策課のほうで様々な課題を抱える方々、どこの窓口でも行っていいですよという窓口、それがいわゆるBUNKY0つながる相談窓口ですけれども、福祉政策課のほうでは、7年度実績でいくと大体20件ぐらいがご相談に来られて、話を聞いていろんな機関につなげています。

なかなか相談を受けて、それが一体いつ終わるのかというのは難しい問題で、いわゆる解決というのはなかなかできず、17回の支援会議で取り扱った12件のケースのうち、7件が支援会議につながり、3件が終結、5件が他の支援機関による継続的支援につながったというところで、一定の実績が上がっているのかなと考えております。

ただ様々、もっともっとこれから先ほど言った身寄りのない高齢者の支援とかも必要になってきますので、そういったところも引き続き視野に入れながら、その重層的支援の取組を進めていきたいと考えております。

高橋会長：ありがとうございました。よろしゅうございますね。

はい、どうぞ。

宮長委員：宮長でございます。2点あります。本資料の127ページの今、問題になりました「災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保」の問題。今日の社会福祉法の改正のこの資料でもいただいた15ページで、DWATが法律上も位置づけられたのが大変結構なことだと思います。

実は私、令和6年の能登半島の地震の発生時は、ある団体の全国の災害対策役員をやっておりまして、もう日々、現地から応援を求める声がかかるといことで対応したんですが、やっぱりこの法律に関係するやはり災害救助の在り方とか、支援の在り方というのが、まだまだ弱点がいっぱいあって、例えば、一部、当時問題になったと言っていたのですが、災害救助法の適用

を受けて、現地民に災害支援に入るといふ団体としてやりますよね。ところが当時、令和6年のときは、全国社会福祉協議会が設置する災害センター、ちょっと名称は正確ではありません。そこに届け出て、送る都道府県側と受ける都道府県側が合意しないと災害救助法の適用によって支援に行く人間の交通費だとか、日当だとか、それから保険、そういうものは適用されないというふうになっていたんですよ。だから私、全国団体としてどんどん団体間で送らなきゃというときに困ったんで、おかしいじゃないかということ、当時厚生労働大臣の武見さんに私は団体代表して意見を聞く会に行ったことがありましたので言いました。途中から、団体間できちんと申し合わせて、支援を送ることが決まって、実際に具体化されたときに、その全社協が置く災害センターに登録すれば、災害救助法の適用になったというふうに変ったんですよ。だからあまり実は知られていなくて、全国の支援団体サンダーボードという有名な団体がありますが、その副会長が本当に宮長さん、そんなになったのといふて驚いていましたけれども、やはり僕はここで言いたいのは、やはりそういう関連する法令の中に、隙間がいっぱいあって、実はやはり社協が応援に行ったりです。我々のような団体で応援を送り出したりなんかすると、いろんなそういう至らないところが分かってくると。そういう意味でやはり自治体としての区も、きちんとそういう隙間を埋められるような要請をしていくと。例えば、具体的にどんなことが必要かというと、今日のこの社会福祉法の改正の資料なんて、勤務先に配慮義務を設けます。じゃあ、我々のところに、今、実は私どもも送っているんですよ。熊本へです。ところが、ふだん、DWATで訓練している連中が、やはり訓練されている人間を送らなきゃと。そうすると、送った側の施設の側が、人員欠如になっちゃうんじゃないかと、実際一時期であってもでもですね、そういう問題じゃ介護保険法上どういふふうに扱うんですかみたいなことを、明確なやはり方針にしておいてもらわないと、我々送る側としてはベテランをすぐに送って、すぐさせようと思っても、いやいや待てよ、本体のほうの人員基準を満たさなくなるじゃないかみたいな、そんな問題というのは随所にあるので、ぜひその辺についてはやはり、区としても一定、やはりアンテナを高くして、それで対応できるようにしていただきたいということが1点。それで見解があればお聞きしたい。

それから2点目は、127ページの一番上のまち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの関係ですが、実は私、一昨日、認知症の人と家族の会東京都支部が主催した認知症の人を支えるデザインの力という研修会に参加したんです。やはりそこでいろいろなヒントを得たんですけども、ここでユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備の促進と、すらすら書いてあるんですけど、やはり今、私、必要だなと思ったのは、軽度認知症の人たちでも分かるデザインを本当にどうするのかというところの視点1つ入れていただきたいなど。正直言って、今、新宿の駅なんかも改築中ということもあるけど、私が行ってもこの間、どこ行ったらいいか分かんないみたい

な状況があると。やはり認知症、軽度認知症の人たちが社会生活を営んでいく上で、なかなかデパートに行っても、駅に行っても、この表示が本当に分かりづらいと言うんですよ。やはりそういう意味では、このユニバーサルデザインの中にいま一つ、全体の障害のある方々にも共通する問題なんですけれども、やはりユニバーサルデザインの中に、そういう軽度の認知症の人たちの社会生活におけるユニバーサルデザインというのですか。そういうものをぜひ、今度の計画の中で、一言でもいいですから入れていただきたいなということの点でございます。

以上です。

福祉政策課長：ありがとうございます。災害時のボランティアの支援というのは、非常に難しいと思っていまして、委員おっしゃられたとおり、実際に被災を受けていなければ全然応援は行けますけど、実際に自分たちも被災を受けて、そういった場合は応援を出せませんし、ただ、今回の熊本の地震のように、今後、応援はどんどん増えていくと思うんですけど、やはり我々、今思っているのはやはり、実際の様々な場面の想定を具体化して訓練をしている、計画を立てないといけないとすごく感じていまして、特に福祉政策課の所管である福祉避難所の運営、こちらについては一定マニュアルがあるんですけども、ただ、実際に職員が「はい、あなた動いてみて」といっても、動けないんですよ。それはもう我々の反省でもあって、課内でも職員と話をするのでんですけども、実際にじゃあ、誰が命令を出して、誰が行くかと決まっているとか、夜起きたらどうする、昼起きたらどうする、じゃあ、交代はどうするとか、もう話し合っていくと全く詰まっちゃう。そういったところも考えつつ、今、ご助言いただきましたので、ちょっといろいろ検討しながら、実際に動ける形を考えていきたいと思います。

それからあと、軽度認知症、いわゆるMCIの方々のユニバーサルデザインのところですけど、やはりユニバーサルデザインというのは根本的に誰もが利用しやすく、暮らしやすい環境をとというのが大きな理念にございますので、そういったところの考え方がこの福祉計画にちょっとどこまで取り入れられるか分かりませんが、ただ少なくとも、高齢のほうの計画では、そういったところも視野に入れて事業とか、そういったところは作り込んでおりますので、引き続き検討していきたいと考えております。

宮長委員：よろしくお願いします。

高橋会長：はい。どうぞ。

堀口委員：文女連の堀口と申します。

127ページにあります避難行動要支援者の安否確認で、関係機関との連携の強化とありますけれども、この関係機関の中に、高齢者あんしんセンターは入っていますでしょうか。

福祉政策課長：すみません。そうですね。緊急連絡カードというのを、文京区は作成しております、実際に自分がどんな病気を持っているかというのをいろいろ書いて冷蔵庫に貼ってあるんですけど、そういった情報をあんしん

相談センターとか、民生委員さんと情報共有をしているものになります。

堀口委員：はい、ありがとうございます。

高橋会長：はい、ありがとうございました。

そろそろ予定の時間をちょっとオーバーしてしまいましたので、もし何かご発言があれば、また事務局のほうにお寄せいただいてシェアすると。あるいは、これから専門部会も予定されているかと思いますので、そこでひとつよろしく願いをいたします。

本日予定されている議事は、一応これで終了ということでございますが、何か事務局のほうからございますでしょうか。

福祉政策課長：本当に様々なご意見、本当にありがとうございました。大変参考になります。

次回の協議会の日程ですけれども、恐縮ですけれども8月26日水曜日、2時から予定をしております。場所が、今度は区民センターになりますので、お間違えのないようによろしくお願いします。

また、開催日近づきましたら、改めて通知文でご連絡をさせていただきます。

事務局からは、以上です。

高橋会長：ありがとうございました。

多様なご意見を頂戴いたしまして、次の議論のスタートラインとして、大変上々の出来ではなかったかというふうに思っておりますが、最後に私のほうからちょっとご発言をさせていただきたいと思います。

先ほど、この法改正の概要の説明をいただきましたが、これは結構、それぞれの専門部会に関わるそういう内容が多々ございます。これいろいろ論争の不安の点にもなっているような改正でもございますので、分野別検討会でご活用いただけるようにするために、後日、事務局から資料配付をお願いするというので、よろしゅうございましょうか。今、ホームページにも出しますけれども、やはり現物の資料として、ないとどうもあれこれ考える上では、これをかなりこなすのが大変な改正でございます。これ何だろうという質問がたくさん出てくる。やはり最近の厚生労働省もそうですし、各局の体制もそうですが、都道府県のレベルでもちょっとこなすのが大変なちょっと状況がございますし、そういうことも含めまして、資料をとにかくお配りして、質問と言って、事務局でうまく答えられるかどうかはまた別の、まずはとにかくそういうことで、資料配付をお願いするというので、ひとつよろしく願いをいたします。

福祉政策課長：では、厚生労働省のほうで公開されておりますので、改めて委員の皆様には、今回、抜粋版になりますので、改めて概要版を一式ちょっと送らせていただきたいと思います。

高橋会長：それでは、今日の議題はこれで全て終了ということで、次、明日から8月ですが、8月の末日にまた、その頃暑さはどうなっているかと思いつつ、また、8月は台風等も、ちょっと何か大きい台風がありそうな感じが

たしますので、やはり無事が何よりということで、またお目にかかりたいと思いますので、それぞれその間に専門部会等、分野別の部会もあろうかと思いますが、ひとつよろしくご協力をお願いいたして、本日はこれで閉会ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以上